

令和3年度 第1回再説明申立ての審議に係る
札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

1 開催日時

令和3年8月16日（月） 15:00～17:00

2 開催場所

札幌市役所本庁舎14階 入札室

3 出席者

(1) 委員

高野委員長、中川委員、西村委員、平松委員、松村委員

(2) 札幌市職員（事務局）

財政局管財部長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、他2名

(3) 再説明の申立人

興亜技建株式会社

(4) 札幌市職員（関係機関）

下水道河川局施設建設担当課長、財政局建築設備検査担当課長、他2名

4 次第

(1) 開会

(2) 再説明の申立てに係る審議

ア ヒアリング（申立人）

イ ヒアリング（関係機関）

ウ 審議

(3) 閉会

5 再説明の申立てについて

(1) 工事名

防災・安全交付金事業

豊平川水再生プラザ第2処理施設汚水ポンプ施設改修工事

(2) 工期

令和2年7月13日～令和3年3月15日

(3) 事案の概要

関係機関が行った本事案に係る工事成績評定は、請負工事成績採点表及び考査項目別運用表で定める考査項目のうち、「2. 施工状況－Ⅰ. 施工管理」及び「2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理」について、度重なる書類不備が見受けられたなどの理由から、これを是正させるための指示書が発行されたことをもって、「文書による改善指示を行った」に該当するものとして「d 評価」としている。

その結果、工事成績評定が大幅に減点されることとなり、札幌市競争入札参加停止等措置要領及び札幌市競争入札参加停止等措置要領運用指針に基づき、参加停止措置（50点以上60点未満：1月間の参加停止措置）の対象となる成績評定（57点）となった。

これを受け、申立人から委員会に対して、別紙のとおり再説明請求がなされた。

6 審議概要

(1) ヒアリングにおける申立人の主張概要

- 工事開始後にアスベストの除去作業が追加されたが、しゅん功日の変更は認められなかった。中断期間があり工程は困難を極めたが、なんとか工期に間に合わせた。
- コンクリート採暖費や遠隔監理に係る通信費を負担している。また、遠隔監理による遅延等も工程への影響があった。
- 以上の点を踏まえても、工事成績評定において、加点の評価はされないのか、参加停止措置を受けるほどの点数となるのか、再度精査願いたい。

(2) ヒアリングにおける関係機関の主張概要

- しゅん功日については、当時の申立人との協議の中で、アスベスト除去作業を踏まえた工程の再検討を指示しており、その結果を基に変更しないことを決めた。
- コンクリートの採暖は、正式な手続きによらず施工されており、これを設計変更の対象とすることはできなかった。
- 遠隔監理において、主任監理者が対応できない場合は、工事主任が現場の確認を行う等、適時必要な対応を取っており、これに起因する工程の遅延はなかった。
- 本工事では、提出書類の不備・不足が多く、さらに社内検査や工程内

検査記録とその他工事書類との整合性が無い等、施工管理が的確かつ日常的に行われているとは判断できなかつた。

- 工事成績評定の各考査項目は、請負者が自主的に実施している事項を評価するものであり、本工事には該当する事項は見られなかつた。

(3) 審議

ヒアリングを踏まえ、以下のとおり論点の整理を行った。

- ① 請負人に不利益を与えることの重大性を鑑み、指示書を発行したことの妥当性について
- ② アスベスト除去作業の追加等の特殊事情を成績評定に反映することの可否について

(4) 結果

上記2点について判断を行うため、関係機関及び申立人に追加資料の提出を求め、これを基に再度審議を行うこととした。